

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	（税務課）	一
○指定管理者の指定	（自然保護課）	一
○指定管理者の指定	（NPO活動促進室）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（社会福祉課）	二
○生活保護法による指定介護機関の指定	（同）	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	六
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	（障害福祉課）	七
○指定管理者の指定	（薬務課）	七
○貸金業法に基づく事務の委任	（商工経営支援課）	七
○指定管理者の指定（二件）	（観光課）	八
○平成二十年における主要農作物の原種の価格	（農産園芸環境課）	八
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	（農村整備課）	八
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定	（同）	八
○県営土地改良事業の換地処分	（同）	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	九
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	（水産業振興課）	九
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	一〇
○予算の公表	（財政課）	一〇

告 示

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
（防災砂防課） 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（下水道課） 一一
- 開発行為に関する工事の完了（三件）
（建築宅地課） 一二
- 指定管理者の指定
教育委員会 一三
- 指定管理者の指定
正 誤 一三
- 宮城県公報平成一四年号外第一五号中 一三

○宮城県告示第五十八号
宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第百四十九条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十年一月二十五日

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
有限会社仙光石油店	代表取締役	仙台市青葉区一番町一丁目	平成十九年十二月三十一日
鈴木 信良		十二番三十号	

○宮城県告示第五十九号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十年一月二十五日

- 一 公の施設の名称
宮城県こもれびの森
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 指定した団体の名称及び所在地
特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会
宮城県利府町神谷沢字菅野沢四十一番地
- 三 指定の期間
平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民間非営利活動プラザ

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

仙台市宮城野区榴岡三丁目十一番六号コーポラス島田B・六

三 指定期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 手作りで元気を作る会

一 代表者の氏名 赤坂 智子

二 主たる事務所の所在地 石巻市蛇田字新東前沼百十番地四

三 定款に記載された目的 この法人は、手芸、クラフトから工芸、スクラップブックング、ホー

ムデコ、ハーブなど多岐にわたるすべての手作りにしている人や手作

りをしたいという人たちにに対して、趣味ではなく仕事として活動出来

るように支援事業を行いそれに携わるすべての人々が、明るく、楽し

く生活出来るように地域社会の経済発展のために寄与することを目的

とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年一月十日

○宮城県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
セントケア石巻中央	石巻市開成一番地三十五	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア石巻東	石巻市渡波字旭ヶ浦百三サンプレス新成一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア石巻西	石巻市前谷地字一間堀七十六番地	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア塩釜	塩釜市野田十四番二十六号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアアけせんぬま	気仙沼市田中前二丁目三番二十一号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアアしろいし	白石市銚子ヶ森四・六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア角田	角田市梶賀字西八十七・一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア岩沼	岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
三 通所介護				
セントケア岩出山	大崎市岩出山字下川原町三十一番地の六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア石巻矢本	東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア栗駒	栗原市栗駒中野田町西百九十七番二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア岩沼	岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
二 訪問入浴介護				
セントケアアはさま	登米市迫町佐沼字錦百七十番地坂本店舗一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアつきだて	栗原市築館源光十五・八十七	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア栗駒	栗原市栗駒中野田町西百九十七番二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア石巻矢本	東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア岩出山	大崎市岩出山字下川原町三十一番地の六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア大河原	柴田郡大河原町字町五十五・二	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアアひ森の郷	宮城郡利府町中央一丁目九番七号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア富谷中央	黒川郡富谷町ひより台一丁目四十四番六号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア加美	加美郡加美町南町七十二鈴木貸店舗一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアアこた	遠田郡美里町字化粧坂十九番一号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアしづがわ	本吉郡南三陸町志津川五日町十四番地四	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日

四 居宅介護支援

セントケア塩釜松陽台	塩竈市松陽台一丁目十九番十二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
セントケア岩沼	岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア栗駒	栗原市栗駒中野田町西百九十七番二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア東松島	東松島市矢本字上河戸七十三番四号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア岩出山	大崎市岩出山下川原町三十一番地の六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア大河原	柴田郡大河原町字町五十五・二	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア加美	加美郡加美町南町七十二鈴木貸店舗一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
セントケア石巻中央	石巻市開成一番地三十五	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア石巻東	石巻市渡波字旭ヶ浦百三サンプレス新成一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア石巻西	石巻市前合地字二間堀七十六番地	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア塩釜	塩竈市野田十四番三十六号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケアけせんぬま	気仙沼市田中前二丁目三番二十一号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケアしろいし	白石市銚子ヶ森四・六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア角田	角田市梶賀字西八十七・一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日
セントケア岩沼	岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成十九年十一月一日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
七 介護予防通所介護				
セントケア岩出山	大崎市岩出山字下川原町三十一番地の六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア石巻矢本	東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア栗駒	栗原市栗駒中野田町西百九十七番二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア岩沼	岩沼市中央一丁目四番三十二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
六 介護予防訪問入浴介護				
セントケアアはさま	登米市迫町佐沼字錦百七十番地坂本店舗一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアつきだて	栗原市築館源光十五・八十七	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア栗駒	栗原市栗駒中野田町西百九十七番二号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア石巻矢本	東松島市矢本字上河戸九十五番五号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア岩出山	大崎市岩出山字下川原町三十一番地の六	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア大河原	柴田郡大河原町字町五十五・二	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアアひ森の郷	宮城郡利府町中央一丁目九番七号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア富谷中央	黒川郡富谷町ひより台一丁目四十四番六号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケア加美	加美郡加美町南町七十二鈴木貸店舗一F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアアこた	遠田郡美里町字化粧坂十九番一号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日
セントケアしづがわ	本吉郡南三陸町志津川五日町十四番地四	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成十九年十一月二日

セントケア塩釜松陽台
塩竈市松陽台一丁目十九番十二号
セントケア宮城株式会社
仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号
平成十九年十一月二日

○宮城県告示第六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン石巻中央ケアセンター	石巻市開成一番地の三十五石巻ルネッサンス館一F	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン石巻東ケアセンター	石巻市渡波旭ヶ浦百三番地	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン石巻西ケアセンター	石巻市前谷地字二間堀七十六番地	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン塩釜ケアセンター	塩竈市野田十四・三十六	株式会社コムスン	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
デイサービス・コムスン塩釜	塩竈市松陽台一丁目十九番十二号	株式会社コムスン	通所介護、介護予防通所介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンけせんぬまケアセンター	気仙沼市田中前一丁目三番二十一号STハイツ百一	株式会社コムスン	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンしろいしケアセンター	白石市銚子ヶ森四番地六	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン角田ケアセンター	角田市梶賀字西八十七・一	株式会社コムスン	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン岩沼ケアセンター	岩沼市中央一丁目四番三十二号	株式会社コムスン	訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンはさまケアセンター	登米市迫町佐沼字錦百七十番地	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンつきだてケアセンター	栗原市築館源光十五・八十七	株式会社コムスン	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン栗駒ケアセンター	栗原市栗駒中野田町西百九十七番地二	株式会社コムスン	訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン石巻矢本ケアセンター	東松島市矢本字上河戸九十五番地五	株式会社コムスン	訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン東松島ケアプラセンタ	東松島市矢本字上河戸七十三番地三	株式会社コムスン	居宅介護支援	平成十九年十月三十一日

株式会社コムスン岩出山ケアセンタ ¹	大崎市岩出山下川原町三十一番地の六	株式会社コムスン	訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン大河原ケアセンタ ¹	柴田郡大河原町字町五十五番地二	株式会社コムスン	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンリふ森の郷ケアセンタ ¹	宮城郡利府町中央一丁目九番七号	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンまつしまケアセンタ ¹	宮城郡松島町高城字町百四十七番地六	株式会社コムスン	訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン富谷中央ケアセンタ ¹	黒川郡富谷町ひより台一丁目四十四番六号	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスン加美ケアセンタ ¹	加美郡加美町南町七十二	株式会社コムスン	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンこたケアセンタ ¹	遠田郡美里町化粧坂十九番地一	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日
株式会社コムスンしづがわケアセンタ ¹	本吉郡南三陸町志津川五日町十四番地四	株式会社コムスン	訪問介護、介護予防訪問介護	平成十九年十月三十一日

○宮城県告示第六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したため、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
○四一一五〇〇三〇九	身体障害者授産施設大崎太陽の村 大崎市岩出山下野目字南山百七十九番地一	社会福祉法人聖心会	平成十九年三月三十一日
○四一五五〇〇四〇四	はまなす苑 仙台市泉区虹の丘一丁目十番七号	社会福祉法人なのはな会	平成十九年十月三十一日

○宮城県告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県薬用植物園

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県薬剤師会

仙台市青葉区落合二丁目十五番二十六号

三 指定期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十六号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十二条の三第十項の規定により、次の者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした。

なお、平成十六年宮城県告示第三百二十一号（貸金業の規制等に関する法律に基づく事務の委任）は、廃止する。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 内閣総理大臣の指定を受けたもの（以下、「指定機関」という。）の名称

日本貸金業協会

二 指定機関の主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目十九番十五号

三 指定機関に研修事務を行わせることとした日

平成二十年一月二十一日
 ○宮城県告示第六十七号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
 平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称
 宮城県御崎野営場

指定した団体の名称及び所在地
 北日本ビル清掃株式会社

気仙沼市長磯森八十九番地の四

三 指定期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
 平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称
 宮城県神割崎野営場

指定した団体の名称及び所在地
 神割観光物産振興組合

本吉郡南三陸町志津川字沼田百五十番地十五

三 指定期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第六十九号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定める。
 平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原種の種類	原種一キログラム当たりの価格
稲 うるち	三百五十七円
稲 もち	四百三十七円
大豆 大・中粒	四百八十六円
大豆 極小粒	五百三十二円

○宮城県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業桃生町八期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年一月二十九日から平成二十年二月二十七日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市桃生総合支所

○宮城県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業蛇沼向地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成二十年一月二十五日

一 地積を特に減じて定める土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村	大字	字	地番	地目	用地	地積 m ²	特に減じる地積 m ²
東松島市	大塩	本地	一九一	田	田	九九一	四五七

二 換地を定めぬ土地

市町村	大字	字	地番	地目	用地	地積 m ²
東松島市	大塩	本地	一九一	田	田	一、〇三一

○宮城県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区

大内地区佐野分区

二 換地処分の年月日

平成二十年一月十五日

○宮城県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市東和町米川字軽米二二五の一（次の図に示す部分に限る。）、二二六の一、二二六の二、二二八、二二九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年一月十八日

二 商号又は名称等

株式会社山宮建設 ルリ子	主たる営業所の所在地 加美郡加美町宮崎字屋敷五・十五・十八	建設業 許可番号 般・十七 第十七百五十三号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業	受付年月日 平成十九年 十二月二十五日
-----------------	----------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------

株式会社我妻産 我妻 一康	巨理郡巨理町字桜小路 五十・九	般・十九 第二千三百九 十九号	ほ装工事業 水道施設工事業	平成十九年 十二月二十七日
小泉商事株式会 社 鈴木 郁夫	大崎市古川飯川字十文 字三十三・七	般・十七 第一万四千六 号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 造園工事業	平成十九年 十二月二十五日
東北立山アルミ 販売株式会社 名古屋 隆司	仙台市若林区鶴代町三 ・二十五	般・十四 第一万六千七 百八十七号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成十九年 十二月二十六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七十六号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百〇九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 利府町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○平成十九年十一月第三百十六回宮城県議会（定例会）において議決された平成十九年度宮城県一般会計予算の要領は、次のとおりである。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成19年度宮城県一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 繰 越 金		2,000,000	2,366,240	4,366,240
	1 繰 越 金	2,000,000	2,366,240	4,366,240
歳 入 合 計		801,436,552	2,366,240	803,802,792

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		48,220,224	2,353,240	50,573,464
	1 総 務 管 理 費	20,378,614	2,353,240	22,731,854
10 教 育 費		222,893,893	13,000	222,906,893
	1 教 育 総 務 費	20,252,828	13,000	20,265,828
歳 出 合 計		801,436,552	2,366,240	803,802,792

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
公共施設管理運営業務委託	自平成19年12月 至 平成23年3月	213,000
道路橋りょう工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	760,000
河川工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	140,000
海岸工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	10,000
港湾工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	90,000
道路標示塗替工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	100,000

教育・福祉複合施設P.F.I.アドバニザ リ一業務委託	自平成19年12月 至 平成21年3月	25,000
県立高等学校校舎等改築工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	380,000
県立高等学校校舎改修工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	186,000
県立高等学校校舎耐震補強工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	13,000
県立看護学校水泳プール改修工事	自平成19年12月 至 平成21年3月	12,000

2 変更

平成19年度議決に係るもの

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
宮城県土地開発公社事 業資金債務保証	自平成19年4月 至平成20年3月	土地造成事業等 資金42億3千1 百円円に係る債 務	自平成19年4月 至平成20年3月	土地造成事業等 資金108億4千 七百円円に係る 債務
第一女子高等学校仮設 校舎賃借	自平成19年4月 至平成22年3月	402,000	自平成19年4月 至平成22年3月	468,000

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 「砂防総合情報システム整備業務」一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部防災砂防課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年一月九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社東北営業本部 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 八千九百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成十九年十一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 阿下管三五〇〇一・三〇二号 県南浄化センター脱水ケーキ運搬(ネシ)業務

年間 約七千五百トン

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県岩沼市下野郷地内(宮城県阿武隈川下流域下水道 県南浄化センター)

一 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項の規定

により宮城県及び岩手県知事の産業廃棄物収集運搬業許可を受けている者のうち、事業範囲に汚

泥を含む者であること。

5 仕様書に掲げる運搬車両を保有し、当該車両を用いて一日当たり脱水ケーキ約五十四トンの運

搬が可能であること。

6 入札に参加を希望する者は、4及び5に掲げる事項を証する書類を平成二十年二月二十二日ま

でに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を

求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調

達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒

九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三三)へ平成

二十年二月十二日までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部下水道課調整班(担当 西城喜美男・阿部賢治) 電話〇二二・二二二・三二四二

2 入札説明書の交付期限 平成二十年二月八日午後五時十五分

3 入札書の提出期限 4の開札の日時までとする。ただし、郵送により提出する場合は、平成二十年三月五日午後五時十五分(入札に係る調達役務の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)までとする。

4 開札の日時及び場所 平成二十年三月六日午後二時十分 宮城県庁行政庁舎十二階 二二〇四念議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 金額は、脱水ケーキ一トン当たりの運搬単価を一円単位で記入することとし、記載の単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする(有無) 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要
Summary
1 Nature and Estimated Quantity of the Service to be Procured : Transportation of sewerage sludge from Keman Sanitization Center (2) (unit-price contract), 7,500 tons

2 Duration of Contract : April 1, 2008 to March 31, 2009

3 Deadline and Place of Submission for Bid (submitted by hand) : March 6, 2008, 2 : 10 p.m.

Miyagi Prefectural Government Office, 12th Floor, Meeting Room 1204, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

4 Deadline and Place of Submission for Bid (submitted by mail) : No later than March 5, 2008, 5 : 15 p.m., General Affairs Section, Sewerage Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

5 Place, Date and Time for Selection Process of Bid to be Conducted : From March 6, 2008, 2 : 10 p.m., Miyagi Prefectural Government Office, 12th Floor, Meeting Room 1204, 381 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

6 Contact : Kimio Saijyo, Kenji Abe, General Affairs Section, Sewerage Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3141

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年一月十七日その工事を完了した。

平成二十年一月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
多賀城市留ヶ谷一丁目二百三十一番十三及び二百六十五番
仙台市青葉区堤通雨宮町八番地一
株式会社ホットハウス

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年一月十七日その工事を完了した。

平成二十年一月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
多賀城市山王字南寿福寺二十一番、二十二番一及び四十八番一の各一部並びに二十三番九
塩竈市中の島三番地十
株式会社マルハラホーム

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年一月十七日その工事を完了した。

平成二十年一月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
多賀城市山王字南寿福寺二十一番、二十二番一及び四十八番一の各一部並びに二十三番九
塩竈市中の島三番地十
株式会社マルハラホーム

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年一月十七日その工事を完了した。

区)に係る開発行為は、平成二十年一月二十一日その工事を完了した。

平成二十年一月二十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町鶴巣北目大崎字住吉百六十番一、百六十番三及び百六十一番一
黒川郡大和町鶴巣北目大崎字住吉百六十番地一
有限会社トウインクルオート

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十年一月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 公の施設の名称

宮城県ライフル射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ライフル射撃協会

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十番地五十一

三 指定期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

正 誤

○宮城県公報平成一四年号外第一五号(平成十四年三月二十九日付け)中

正

誤

ページ 段 行

一三 上 七

二三 上 七

一三 上 八

「建築工事」
築工事に附帯する設備工事

「建設工事」
設工事に附帯する設備工事